

小松市民センター遊具整備工事実施要領

1. 工事概要

- (1) 工事名 小松市民センター遊具整備工事
- (2) 工事目的 小松市民センター駐車場整備工事において、老朽化が進んだ既存の遊具が撤去される。遊具を更新するため、遊具のデザイン・仕様について公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、経済的かつ優れた遊具の設計・施工を行うことのできる当該工事の受注候補者を公平性及び透明性を持った方式により選定することを目的とする。
- (3) 工事内容 工事内容については、別紙「募集要項（2. 工事の概要）（3. 事業者の行う工事内容）のとおり」
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年7月31日（火）まで
本案件は、予算繰越について市議会の議決が得られた場合に限り特定された者と契約を締結する。なお、市議会の議決が得られない場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。
- (5) 委託上限額 14,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 実施形式 公募型プロポーザル

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該工事の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該工事の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記5. (1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

申込時において、別紙「募集要項 4. 応募条件」に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、申し込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

5. 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地 小松市役所 2 階

・行政管理部地域振興課（担当名）石黒

電話 0761-24-8396

電子メールアドレス kyoudou@city.komatsu.lg.jp

・都市創造部緑花公園課（担当名）宮田、谷崎

電話 0761-24-8101 ファクス 0761-23-6403

電子メールアドレス park-green@city.komatsu.lg.jp

(2) 参加申込書・実施要領の配布及び必要書類の提出

本工事に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和8年2月20日（金）から令和8年3月2日（月）まで
(開庁日の午前9時00分から正午、午後1時から午後5時00分まで)

イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署（緑花公園課）で配布するほか、小松市ホームページ内「プロポーザル情報」からもダウンロードできます。

ウ 必要書類（以下の書類を正1部・副2部）

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 印鑑証明書、商業登記簿謄本、納税証明書、財務諸表等、特定建設業の許可証明書、有資格免許証の写し、監理技術者資格証の写し
- ③ 会社概要（様式第3号）
- ④ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書並びに役員等氏名一覧表（様式第4号の1から様式第4号の2）

エ 提出先 上記（1）の担当部署（緑花公園課）と同じ。

オ 提出方法 持参（受付期間内必着）

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和8年3月6日（金）までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和8年3月11日（水）までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

6. 質問及び回答

(1) 参加資格・提案に関する質問

ア 受付期間 令和8年2月10日（火）から令和8年2月16日（月）まで
(開庁日の午前9時00分から正午、午後1時から午後5時00分まで)

- イ 質問方法 質疑のある事業者は、質問書（様式第1号）を作成し、上記5.(1)の担当部署（緑花公園課）に提出してください。（電子メール又はファクス可、ただし着信確認の電話を行ってください。）
ウ 回答日時 令和8年2月19日（木）
エ 回答方法 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答はしません。

7. 提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

(1) 受付期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで
(開庁日の午前9時00分から正午、午後1時から午後5時00分まで)

(2) 必要書類（以下の書類を正1部・副5部）

- ① 提案書提出届（様式第6号）
- ② 提案総括表（様式第7号）
- ③ 事業資金計画書（様式第8号）
- ④ 工事工程計画書（様式第9号）
- ⑤ 工事施工計画書（様式第10号）

(3) 提出先 上記5.(1)の担当部署（緑花公園課）と同じ。

(4) 提出方法 持参（受付期間内必着）

(5) 企画提案書作成上の留意事項

作成時において、別紙「募集要項 10. 提案提出書類・作成要領」に基づき作成してください。また、下記事項も考慮してください。

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。

イ 様式は自由としますが、上記1.(3)の工事内容を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について明記してください。また、人員体制を踏まえた内容としてください。

ウ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないでください。

(6) 提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記 10. 情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき取り扱うこととします。

イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

8. 審査方法

小松市民センター遊具整備工事プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上あり、受託候補者の特定に著しく支障があると認められる場合は、委員会において、あらかじめ提案書等による審査を行い、得点の高い順に上位5事業者までを、次のプレゼンテーション審査の対象とします。なお、参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満の場合は、一次審査を実施せずに二次審査に進むこととします。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位5事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施します。

ア 開催日時 令和8年3月25日（水）午後1：30～（予定）

イ 開催場所 小松市役所4階403会議室（予定）

※開催についての詳細は、別途対象となる事業者に通知します。

ウ 審査項目及び評価基準

審査会において、次の審査項目により評価を行います。なお、本評価の合計点は100点とします。

審査項目	項目		評価基準	評価点
	番号	内容		
工事実施体制	1	工事実績・実施体制	本業務の遂行のため、同種・類似工事の実績があり、必要な技術者が十分に配置されているか。	10
	2	スケジュール	工程表について、施設管理者（小松市民センター）との調整・連携が図られ、工期内の施工を可能とする計画となっているか。	10
提案内容	3	全体コンセプト	整備エリア内を有効に活用し、利用者の満足度が見込める計画となっているか。	20
	4	施工計画	現地条件を踏まえ、施工内容が具体的かつ実現可能となっているか。	10
	5	デザイン性	既存施設（市民センター）との調和が取れた遊具機能やデザインとなっているか。	10
	6	安全性	安全領域や安全対策へ配慮されており、遊具としての基準を満たしているか。 障害物の除去等、衝突をなくすための措置が講じられ、全体として利用者（こども）の安全に配慮されているか。	15
	7	維持管理性	設置場所条件を踏まえ将来の修繕や更新等が配慮されているか。 日常点検が容易で耐久性が高く、ランニングコストが低いものとなっているか。	15
価格評価	8	財政的評価	本実施要領に基づく提案上限内の範囲内であり、遊具や芝生整備等の費用が適正かつ他の提案価格との比較において優位性があるか。	10
合計				100

(4) 選定方法

- ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。
- イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。
- ウ 一次審査（書類審査）は、各委員の評価得点を合計した点数により事業者の順位を決定します。なお、複数の事業者において、評価得点を合計した点数が同点の場合は、上記ア及びイにより、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとします。
- エ 二次審査（プレゼンテーション審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得

した事業者を、当該委託の受託候補者として特定します。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。

オ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

カ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(5) 最低基準

受託候補者の特定に当たっては、事業者の規格提案における各委員の評価得点の平均点が50点（満点の5割）の最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

9. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和8年3月30日（月）までに審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について令和8年4月2日（木）までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファックス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点、審査会議事録）について、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて公表します。

10. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき、市政情報は原則公開をしていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

11. 実施日程

日時	内容
令和8年 2月10日（火）	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始、 参加資格・提案に関する質問受付開始
2月16日（月）	参加資格・提案に関する質問受付期限（午後5時）
2月19日（木）	質問回答
3月 2日（月）	参加申込書提出期限（午後5時）
3月 6日（金）	参加資格確認結果の通知 提案の受付開始
3月19日（木）	提案の提出期限（午後5時）
3月25日（水）	プロポーザル審査会（プレゼンテーション審査） ※日程は予定であり、別途通知
3月30日（月）	プレゼンテーション審査に関する選定結果の通知
4月 3日（金）	プレゼンテーション審査に対する質問受付期限（午後5時）
4月 7日（火）	プレゼンテーション審査に対する質問への回答

12. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

- ア 提案は、1事業者につき1件とします。
- イ 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）は、原則として追加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めることができるものとします。
- ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。
- エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。
- オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式任意。ただし、事業者名及び代表者名並びに担当者名を明記してください。）を作成し、当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。

ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合

エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合

カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合

キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

ア 本プロポーザルは、当該工事の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。

イ 本案件は、予算繰越について市議会の議決が得られた場合に限り特定された者と契約を締結します。なお、市議会の議決が得られない場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があります。

ウ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとします。

エ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。

オ 受託候補者の特定以後に上記4. の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

カ 小松市財務規則第127条の規定により契約保証金は必要とします。